

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号

人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件

原告 モーリス・シェルトンほか

被告 国ほか

準備書面 7

(本件運用の存在について2)

2025年2月14日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

原告らは準備書面6において、本件運用の存在を裏付けるものとして、大規模比較調査（甲25）や元警察官の証言（甲31ないし34）等について述べた。

本準備書面においては、人種差別的な職務質問を受けた多数の人たちの証言として、アンケート調査の結果（甲35）、聴取報告書や陳述書（甲36、37）、新聞記事（甲38、39）などを提出し、これらの証拠からも本件運用が存在することが明らかになることを主張する。

第1 アンケート調査の結果

1 調査の概要

原告らは、オンラインアンケートフォームによって、外国にルーツを持つ人たちの、その日本人とは特徴的に異なる見た目によって職務質問を受けた経験についての証言を収集した。これは、2024年11月26日から2025年2月10日までの期間に、Google Formsというオンラインフォームを用いて実施されたものであり、その実施についてはソーシャルメディア等によって告知され拡散された。内容は、当該人物の属性及び外国ルーツの見た目を理由に受けた職務質問の経験などとなっており、実際の質問票は甲35の添付資料2に記載されている。

2 調査結果は本件運用の存在を裏付けていること

本アンケートは、対象となる職務質問を受けた場所や時期についての限定を付さずに実施されたが、結果として、被告東京都や被告愛知県の管轄する地域で行われた少なくない事例を含む外国ルーツの見た目を理由としたさまざまな職務質問が確認され、本件運用の存在が裏付けられることとなった。

以下、その内容を紹介する。

[illegible]

[REDACTED]

(3) #5 : [REDACTED]氏の体験

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(5) #9 : [REDACTED]氏の体験

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(6) #10 : [REDACTED]氏の体験

[REDACTED]

[REDACTED]

る。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(7) #11: [REDACTED]氏の体験

[REDACTED]

ていることのみを理由としたものであることが窺われる。

[Redacted]

[Redacted]

(8) # 1 2 : [Redacted]氏の体験

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(9) # 1 6 : [Redacted]氏の体験

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(10) #17 [REDACTED]氏の体験

[REDACTED]

(11) #18 : [REDACTED]氏の体験

[REDACTED]

いずれの職務質問についても、客観的・合理的な不審事由が認められるような事情もなく、かつ他の同様の状況にある人たちに対しては質問がなされていないことからすると、同氏の見た目に着目した職務質問がなされた可能性が高い。

(12) 小括

上記に取り上げた事例は、いずれも被告東京都の警視庁管轄もしくは被告愛知県の愛知県警察管轄で行われたものであるが、アンケート調査においては、 (#2)で行われたもの、 県で行われたもの (#8)、 市で行われたもの (#13)、 市で行われたもの (#14)、 市で行われたもの (#15)などの経験についての証言も寄せられており、このような人種差別的な職務質問が全国的に行われていることを示している。#8の事例においては、職務質問の最後に、 と発言してさえいる。

いずれの事例でも、時期も時間も様々であるのに、外国にルーツがある見た目の対象者が職務質問を受け、かつ警察官が具体的な不審事由を説明していないという点で共通しており、翻って外観のみに基づき職務質問をする組織的な運用があることが裏付けられる。

第2 聴取報告書及び陳述書

原告ら代理人が直接聞き取りを行った人たちからの証言からも、本件運用の存在が裏付けられる。甲36は、日本人の母親とアフリカ出身の父親との間に生まれた男性の証言の聴取報告書である。現在は同氏は海外に在住しているものの、日本にいた間に、30回以上の職務質問を経験しているという。

例えば、令和3年6月下旬には、新宿区（被告東京都の警視庁の管轄）で、仕事帰りに自宅に向かって歩いていると、同氏は3人の警察官から呼び止められ、身分証明書の提示を求められた後に、所持品検査をされている。この際、同氏が職務質問をした理由について警察官らに尋ねると、警察官らは「パトカーを見た後、目を逸らしたから」と答えている。この職務質問の際には、警察官は同氏の同意を得ないまま、局部を含む身体を触って身体検査まで実施している。しかし実際には目を逸らしたこともなければ、仮にそのような行動があったとしても具体的で客観的な不審事由とはなり得ない。

また、他にも平成29年に渋谷（同じく警視庁の管轄）で受けた職務質問は、日本人の同僚3人も一緒に歩いていたにもかかわらず、同氏のみ職務質問を受けた事例である。自分だけが声をかけられた理由について同氏が問うと、警察官は「君みたいな系統でそういう髪型の人は、薬物を持っていることが多いから」「さすがにその髪型だから、止めさせて」といった回答がされている。

同氏が体験したこれら職務質問における警察官の言動からすれば、警察官が、外国ルーツの見た目をしていることのみによって犯罪の嫌疑を推認し、これにより不審事由を認定して職務質問を行う運用が存在していることが示される。

また甲37は、日本人の父親とスイス人の母親との間に生まれた男性の陳述書であるが、大学時代を過ごした大分県において多い時で月に1回程度職務質問を受け、職務質問のたびに事件の嫌疑とは何ら関係のないと思われる同氏の外国ルーツや人種に関わる質問がなされたという。また同氏は大阪で仕事をしていた平成29年から30年頃に、パトカーで呼び止められ、外国ルーツを示す名前を身分証明書で確認すると「日本の方じゃないですね。今時はあなたみたいな人が脱法ハーブをやっていることが多いから車内を検査します」などの発言がされている。同氏の経験は、全国的に本件運用が存在していることを示すものである。

第3 新聞記事

新聞等の記者が取材した内容からも、これまで述べてきたような本件運用を裏付ける体験と同様の証言が明らかになっており、これもまた本件運用が実際に存在していることを明らかにしている。

例えば、甲38「『だって黒人でしょ』人種差別的な職務質問の調査、329人が訴え」は、329人が体験を寄せたアンケート結果に基づいて書かれたハフィントンポストの記事であるが、アフリカにルーツを持つアメリカ出身の20代男性が、職務質問を受けた際になぜ周囲の人たちの中から自分を対象にしたかを問うと、「あなたのような外国人は、たいてい危険な凶器かドラッグを持っているから」と言われたこと、白人のカナダ人が「カナダ人はマリファナが好きだ」と言われて所持品検査などを受けたこと、ジャマイカ人の男性が六本木において4人の警察官に囲まれて所持品検査を求められた際に、同人の妻が他の日本人に対して同様のことをしない理由を尋ねたところ「いや、だって黒人でしょ」と言われたこと、アメリカ人男性が3回の職務質問経験の中で、いずれの場合も「日本人でないから」と職務質問のために止めた理由を説明されたこと、イギリス国籍で黒い肌を有する30代男性が呼び止められて身分証明書を求められたのでその理由を尋ねたところ「多くの外国人がオーバーステイをしているから」と言われたこと、ペルーにルーツを持つ30代男性が職務質問を受けた時に理由を尋ねると「お兄さんみたいな見た目の人で、大麻とかやっている方結構いらっしゃるんで」と言われたことなどが紹介されている。

また甲39「レイシャル・プロファイリングが見えない中で蔓延する日本、と住民の一部が主張」は、ニューヨークタイムズの日本支局記者による記事であるが、13歳の時から職務質問を受け続けているアロンゾ・オモテガワ氏が東京駅で「ドレッドヘアの人は麻薬を所持している可能性が高いのだ」と言われた例や、ネパール国籍のウパディヤイ・ウケシュ氏がまだ10代の時に、学校に行く途中に4人の警察官から職務質問と所持品検査を受けてスクールバッグの中身を検査されたり、

また最近でも路上で待ち合わせをしているだけで職務質問を受けたという例を紹介している。この他にも、食料品店の店長をしているベトナム人トラン・トゥアン・アン氏が、年に1、2回は警察に呼び止められ、一度は電車を乗り換えようとしていた中で職務質問を受けた例や、スリランカ人の母親と日本人の父親を持ちフィットネスインストラクターをしているローラ・ナガイさんが仕事に行く途中で何度も警察に呼び止められている例なども紹介されている。

第4 原告たちの体験

準備書面9において詳述するように、原告ら自身が、上記各証言をしている人たちと同様に、実際に不審事由がないにも関わらず職務質問を受けている。また本件国家賠償請求にかかる職務質問以外にも、原告シェルトンは、約10年の間に16、17回の職務質問を受けている。原告マシューは、2002年の来日以降少なくとも70回の職務質問を受け、1日に2回職務質問を受けた経験も4回ある。原告ゼインは、専門学校生になった2016年以降、15回程度職務質問を受け、1日に2回職務質問を受けたこともあった。原告らが受けてきた職務質問は明らかに回数が多く、いずれも合理的な理由なく行われたものである。

第5 まとめ

以上述べてきたように、非常に多くの外国ルーツを持つ人たちが、その人種的特徴により対象者として選別されて日々職務質問を受けているのである。到底不審事由があったとはいえない状況において、警察官らは外国ルーツであることを認識して職務質問を開始し、外国ルーツであることを確認する質問をしたり、特定の犯罪をしていないかを尋ねたり、所持品検査を求めている。さまざまな国籍の、さまざまな年代の、さまざまな性別の人たちが、外国ルーツであるということだけでこの被害に遭っている。なかには友人たちと自転車で連れ立っていた小学生が一人だけ

呼び止められて職務質問をされ、塾帰りや学校帰りの中学生が呼び止められカバンを漁られている。

これだけの事例が偶然発生した、あるいは当事者の誤解によるものであるとか、全員が虚偽のことを述べているなどといったことはあり得ない。本件運用が現に存在しているからこそ、これら大勢の人たちが日々このような被害に直面しているのである。本件運用の存在は優に立証されている。

以上